

＜表1＞ 静岡市立中学校区の地区(町・丁目)別標高とコード表 [高校生対象]

区	中学校区	代替地	10m以上		10m付近	10m未満		
			下校班		残留班			
			該当町名	コード	該当町名		コード	
葵	籠上中		秋山町、伊呂波町、籠上、上伝馬の一部、桜町一丁目・二丁目、昭府町、昭府一丁目・二丁目、新伝馬一丁目～三丁目、辰起町、堤町、平和一丁目～三丁目、松富一丁目の一部、美川町、与一一丁目	A1				
葵	末広中		葵町、安倍町、安西一丁目～五丁目、井宮町、一番町～八番町、大鋸町、片羽町、上桶屋町、川辺町一丁目・二丁目、北番町、駒形通一丁目～三丁目、材木町、桜木町、新通一丁目、新富町一丁目・二丁目、新富町三丁目の一部、神明町、水道町、末広町、住吉町一丁目・二丁目、大工町、田町一丁目、茶町一丁目・二丁目、天王町、通車町、研屋町、常磐町三丁目、土太夫町、錦町、西門町、双葉町、本通四～八丁目、本通九丁目の一部、屋形町、八千代町、柚木町、柳町、吉野町、若松町	A2				
葵	城内中		相生町、東町、安東一丁目、安東柳町、梅屋町、大岩宮下町、追手町、音羽町、春日一丁目～三丁目、上石町、金座町、車町、紺屋町、呉服町一丁目・二丁目、栄町、七間町、城東町、城内町、昭和町、駿河町、駿府公園、駿府町、浅間町一丁目・二丁目、鷹匠一丁目～三丁目、伝馬町、常磐町一丁目・二丁目、中町、西草深町、長谷町、馬場町、東草深町、東鷹匠町、人宿町一丁目・二丁目、日出町、富士見町、本通一丁目～三丁目、丸山町、水落町、宮ヶ崎町、宮前町、御幸町、横内町、横田町、両替町一丁目・二丁目	A3				
葵	安東中		安東一丁目～三丁目、大岩、大岩町、大岩一丁目～四丁目、大岩本町、北安東一丁目～三丁目	A4	北安東四丁目・五丁目		D1	
葵	東中		太田町、春日町、上足洗、上足洗一丁目～四丁目、上沓谷町、瓦場町、沓谷、沓谷一丁目～四丁目、銭座町、千代田、千代田一丁目～四丁目、巴町、西千代田町、緑町	A5	川合一丁目、千代田五丁目・六丁目、長沼の一部、長沼一丁目	上土丁目の一部、上土二丁目の一部、沓谷五丁目・六丁目、千代田七丁目、長沼二丁目・三丁目、東千代田一丁目、東千代田二丁目の一部、東千代田三丁目の一部、古庄一丁目の一部、古庄二丁目、古庄三丁目の一部、古庄四丁目～六丁目	D2	
葵	賤機中		牛妻、門屋、上伝馬の一部、郷島、下、俵沢、俵峰、津渡野、野田平、福田ヶ谷、松富上組、松富一丁目の一部、松富二丁目～四丁目、松野、油島、油山、与一二丁目～六丁目	A6				
葵	西奈中		瀬名一丁目の一部、瀬名中央三丁目・四丁目	A7	瀬名中央一丁目・二丁目、東瀬名町、南瀬名町	瀬名川一丁目～三丁目	D3	
駿河					弥生町の一部			
清水						鳥坂の一部		
葵	安倍川中		上新富町、川越町、駒形通四丁目～六丁目、幸町、新通二丁目、新富町三丁目の一部、新富町四丁目～六丁目、清閑町、田町二丁目～七丁目、本通九丁目の一部、本通十丁目、本通西町、南田町、南安倍一丁目・二丁目、弥勒一丁目・二丁目	A8				
駿河			寿町、南安部三丁目					

区	中学校区	代替地	10m以上		10m付近	10m未満		
			下校班		残留班			
			該当町名	コード	該当町名		コード	
葵	美和中		足久保奥組、足久保口組、安倍口新田、安倍口団地、内牧、遠藤新田、幸庵新田、藤兵衛新田、中ノ郷、西ヶ谷、与左衛門新田	A9				
葵	服織中		産女、小瀬戸、慈悲尾、新聞、千代、千代一丁目・二丁目、建穂、建穂一丁目・二丁目、西又、羽鳥、羽鳥一丁目～七丁目、羽鳥大門町、羽鳥本町、飯間、牧ヶ谷、谷津、山崎一丁目・二丁目、吉津	A10				
葵	観山中		北、西瀬名町の一部、羽高、南沼上の一部、竜南一丁目	A11	有永、池ヶ谷、池ヶ谷東、唐瀬一丁目、唐瀬三丁目、川合、川合二丁目・三丁目、城北、東、南、南沼上一丁目、薬師、柳原、竜南三丁目	赤松、上土一丁目の一部、上土二丁目の一部、牛田、漆山、加藤島、唐瀬二丁目、観山、芝原、城北二丁目、諏訪、岳美、岳美一丁目、立石、天神前、豊地、野丈、東千代田二丁目の一部、東千代田三丁目の一部、平柳、前林、南沼上二丁目、流通センター、竜南二丁目	D4	
葵	竜爪中		北沼上、長尾、平山、瀬名、瀬名一丁目の一部、瀬名二丁目～七丁目、西瀬名町の一部、南沼上の一部、南沼上三丁目	A12				
葵	大里中		黒金町	B1	中島の一部、中田三丁目の一部、中田四丁目の一部、中田本町、中原、中村町	西脇の一部	E1	
駿河			泉町、稲川一丁目の一部、大坪町、新川一丁目・二丁目、津島町、中田一丁目・二丁目、中野新田、西中原一丁目・二丁目、馬淵一丁目～四丁目、見瀬、緑が丘町、宮本町					
葵	豊田中			B2	長沼の一部		E2	
駿河			小黒一丁目～三丁目、小鹿一丁目、豊原町、曲金、曲金一丁目～五丁目					
葵	東豊田中			B3	池田、小鹿の一部、国吉田一丁目・二丁目、栗原、中吉田	古庄一丁目の一部、古庄三丁目の一部	E3	
駿河			国吉田三丁目～六丁目、聖一色、平沢、谷田					
駿河	高松中	森下公園	稲川一丁目の一部、稲川二丁目・三丁目、さつき町、南町、森下町、八幡一丁目～五丁目、八幡山、大和一丁目・二丁目	B4	石田一丁目、中田三丁目の一部、中田四丁目の一部、南八幡町	石田二丁目・三丁目、有東三丁目、恩田原の一部、登呂一丁目～六丁目、富士見台一丁目～三丁目	E4	
駿河	長田西中		宇津ノ谷、北丸子一丁目・二丁目、手越、手越原、寺田、丸子、丸子一丁目～七丁目、丸子新田の一部、丸子芹が谷町、向敷地	B5				
駿河	長田南中	長田東小	上川原、下川原、東新田一丁目、丸子新田の一部	B6	鎌田、下川原一丁目、東新田二丁目～五丁目、みずほ二丁目、みずほ四丁目・五丁目	光陽町、下川原二丁目～六丁目、下川原南、東新田、みずほ一丁目、みずほ三丁目、桃園町	E5	
駿河	南中	大谷小	大谷	B7	青沢、安居、片山、中平松、西大谷、西平松、根古屋、古宿、宮川	敷地一丁目・二丁目、下島、高松、高松一丁目・二丁目、水上、宮竹一丁目・二丁目	E6	

区	中学校区	代替地	10m以上		10m付近	10m未満		
			下校班		残留班			
			該当町名	コード	該当町名		コード	
駿河	城山中				青木、小坂	大和田、小坂一丁目～三丁目、石部、広野、広野一丁目～六丁目、広野海岸通、港、用宗、用宗一丁目～五丁目、用宗小石町、用宗城山町、用宗巴町	E7	
駿河	中島中					中島の一部、西島、西脇の一部	E8	
清水	清水一中		秋吉町、高橋町	C1	天神一丁目、西久保一丁目 の一部、八坂南町	愛染町、永楽町、江尻町、江尻台町、江尻東一丁目～三丁目、大手一丁目～三丁目、小芝町、銀座、渋川一丁目の一部、高橋南町、宝町、田町、辻一丁目～五丁目、天神二丁目、二の丸町、本郷町、真砂町、宮下町の一部、宮代町、矢倉町の一部	F1	
清水	清水二中	船越堤公園	今泉、有東坂の一部、北矢部、船越、船越町、船越南町、南矢部の一部	C2	有東坂一丁目・二丁目、大沢町、川原町、木の下町、庄福町、中矢部町、船越東町	相生町、青葉町、旭町、入江岡町、梅が岡、梅田町、大坪一丁目・二丁目、岡町、春日一丁目・二丁目、上一丁目・二丁目、上清水町、神田町、桜が丘町、島崎町、下清水町、新港町、千歳町、月見町、堂林一丁目・二丁目、巴町、西高町、浜田町、船越東町、船原一丁目・二丁目、松原町、万世町一丁目・二丁目、南岡町	F2	
清水	清水三中				庄福町の一部	入船町、北矢部町一丁目・二丁目、幸町、三光町、清水町、清開一丁目、築地町、日の出町、富士見町、本町、松井町、港町一丁目・二丁目、美濃輪町、村松原一丁目、八千代町	F3	
清水	清水四中		港南町、駒越、駒越西二丁目、殿沢一丁目・二丁目、南矢部の一部、迎山町、村松	C3	折戸一丁目の一部、駒越中一丁目、駒越西一丁目、駒越南町、上力町、増、沼田町、日立町、蛇塚、緑が丘町、宮加三	駒越北町、駒越中二丁目、駒越東町、清水村松地先新田、新緑町、清開二丁目・三丁目、向田町、村松一丁目、村松原二丁目・三丁目	F4	
清水	清水五中				折戸一丁目の一部、折戸三丁目、折戸五丁目	折戸、折戸二丁目・四丁目、三保	F5	
清水	清水六中		柏尾	C4	石川の一部、梅ヶ谷、大内、蜂ヶ谷の一部	石川新町、石川本町、大内新田、押切、天王町、天王西、天王東、能島、弥生町の一部	F6	
清水	清水七中		有東坂の一部、有度本町、上原一丁目、草薙、草薙一丁目～三丁目、草薙一里山、草薙北、草薙杉道一丁目～三丁目、中之郷一丁目、馬走、馬走北、馬走坂の上、御門台、谷田	C5	上原、上原一丁目、吉川、楠新田、鳥坂の一部、長崎南町、中之郷二丁目・三丁目、七ツ新屋一丁目、平川地	楠、長崎、長崎新田、中之郷、七ツ新屋二丁目、半左衛門新田、堀込	F7	
清水	清水八中					淡島町、入江一丁目～三丁目、入江南町、有東坂の一部、恵比寿町、追分一丁目～四丁目、北脇、北脇新田、桜橋町、渋川、渋川一丁目の一部、渋川二丁目・三丁目、新富町、鶴舞町、西大曲町、東大曲町、元城町	F8	
清水	飯田中		下野、八坂東一丁目・二丁目、山原	C6	石川の一部、蜂ヶ谷の一部、八坂北一丁目・二丁目、八坂西町	飯田町、下野北、下野町、下野中、下野西、下野東、下野緑町、高橋一丁目～六丁目、蜂ヶ谷南町、八坂町の一部、弥生町の一部	F9	
清水	袖師中				袖師町、西久保、西久保一丁目 の一部、横砂、横砂東町	宮下町の一部、矢倉町の一部、横砂中町、横砂西町、横砂本町、横砂南町	F10	
清水	庵原中		伊佐布、草ヶ谷、杉山、原、広瀬、茂畑、山切、吉原	C7	庵原町、尾羽	八坂町の一部	F11	

遠隔地	葵区山間部（藁科中・大河内中・梅ヶ島中・玉川中・井川中・大川中）	G
	清水区興津以東（興津中・小島中・両河内中・蒲原中・由比中）	H
	焼津・藤枝市以西	I
	富士市以東	J

注) ゴシック(太字)の中学校は海拔10m以上です。その他は標高10m未満の中学校、または標高10m未満の区域を通過しないと到達できない中学校です。但し、高松中・長田南中・南中・清水二中は標高10m未満ですが学区内の標高10m以上の代替地を設けました。

## <表2> 下校班・残留班適用原則 [高校生対象]

分類		コード	適用原則			
			注意情報発表の場合	予知情報(警戒宣言)発表の場合	震度5強・6弱の地震発生の場合	震度6強・7の地震発生の場合
下校班	標高10m以上	A1~6, A8~10 B1~7 C2・3・5	標高10m以上の市内公立中学校に向かって下校します。	徒歩により、標高10m以上の市内公立中学校に向かって下校します。	標高10m以上の市内公立中学校に向かって下校します。但し、地震発生後、津波・火災等の危険がある間は一時的に本校に残留します。	徒歩により、標高10m以上の市内公立中学校に向かって下校します。地震発生直後に、即下校できるということではありません。余震・津波・火災・液状化現象・土砂崩れ・橋桁落下等を考慮し、安全が確認された時点で下校を認めます。
		残留班	標高10m以上	A7・11・12 C1・4・6・7	注意情報解除 or 地震発生まで本校に残留します。	予知情報(警戒宣言)解除 or 地震発生まで本校に残留します。
	標高10m付近 +	D1~4 E1~8 F1~11	交通機関の復旧または保護者の引き取りがあるまで本校に残留します。			
	標高10m未満 遠隔地	G・H・I・J				